

件名	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	労働基準法の一部を改正する法律 (平成15年7月4日公布、平成16年1月1日施行)
<p>【改正の概要】</p> <p>地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第6条の規定により読み替えて適用される労働基準法第38条の3第1項が改正され、裁量による勤務を行っている第1号任期付研究員について、条例で定めるべき事項が追加されたことに伴う一部改正</p> <p>条例に追加する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、第1号任期付研究員の勤務時間の状況に応じた当該第1号任期付研究員の健康及び福祉を確保するための措置を講ずるものとする。 ・ 人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、第1号任期付研究員からの苦情を処理するものとする。 	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>労働基準法の改正の背景</p> <p>裁量労働制の適用を受けている労働者について、健康上の不安を感じている労働者が多い等の現状があることから、裁量労働制が働きすぎにつながることをないよう、健康・福祉確保措置及び苦情処理措置の導入が必要とされた。</p> <p>第1号任期付研究員...研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者で、招聘されて任期を定めて採用されたもの</p> <p>第1号任期付研究員の裁量による勤務</p> <p>裁量による勤務は、すべての第1号任期付研究員に当然に適用されるものではなく、任命権者が研究業務の能率的な遂行のため必要と認める場合に適用される</p> <p>新たに条例で規定すべき事項</p> <p>労働基準法第38条の3第1項に追加された規定（地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第6条の規定による読み替え後）</p> <p>対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置を当該条例で定めること。</p> <p>対象業務に従事する労働者からの苦情の処理に関する措置を当該条例で定めるところにより使用者が講ずること。</p> <p>本県における任期付研究員</p> <p>第1号任期付研究員...実績なし</p> <p>第2号任期付研究員（若手育成型）...衛生環境研究所及び紙産業研究センターに各1名</p>	